

観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託

公募型プロポーザル審査基準

令和 7 年 4 月

観音寺市地域公共交通活性化協議会

1 審査基準の位置づけ

本審査基準は、観音寺市地域公共交通活性化協議会が発注する観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務の契約相手方を決定するにあたり実施する公募型プロポーザルにおいて、最も適した提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、応募を希望する者に交付する「観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）と一体のものである。審査基準で使用する用語の定義については、実施要領に準ずるものとする。

2 最優秀提案者等の選定方法

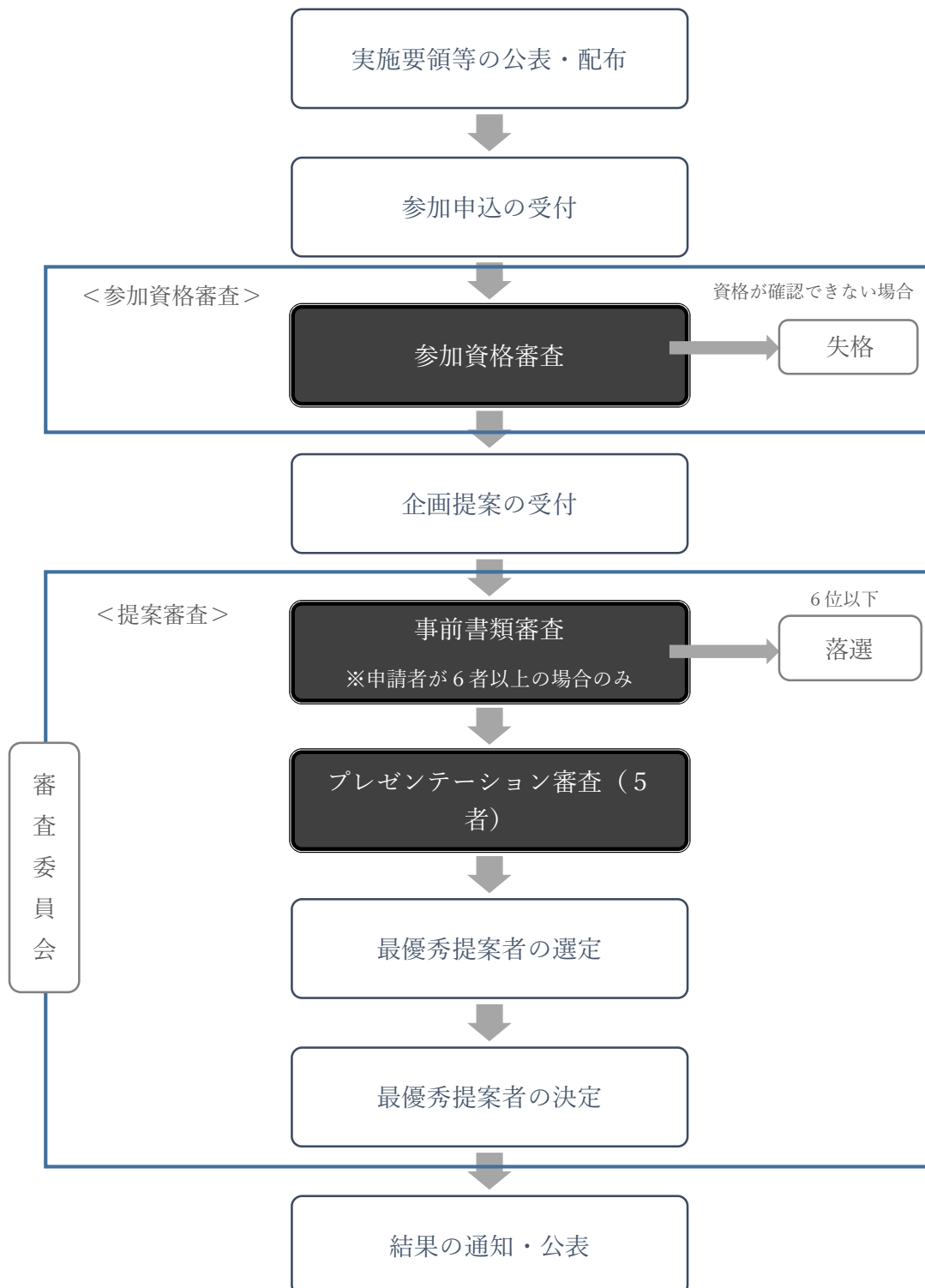
業務の受託者には、専門的知識やノウハウが求められる。したがって、最優秀提案者の選定にあたっては、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を評価するものとする。

3 審査委員会

最優秀提案者等を選定するにあたり、観音寺市地域公共交通活性化協議会委員から成る「観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」）を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、本業務に最も適した事業者の選定を行う。申請者が6者以上の場合は事務局において事前書類審査をし、上位5者に対して、審査委員会がプレゼンテーション審査を行う。申請者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション審査を行い、最優秀者を決定する。ただし、全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、その点数が配点の6割以下であるとき、最優秀提案者として選定しない。

4 審査等の流れ

審査等の流れは、図1のとおりとする。



【図1 最優秀提案者の決定の手順】

5 参加資格審査

申請者から提出されたプロポーザル参加申込に関する書類により、実施要領に示す申請者の備えるべき参加資格を満たしていることを確認するものである。なお、資格不備の場合は失格とし、提案審査への参加を認めない。

6 提案審査

公募型プロポーザル方式により、本業務における最優秀提案者を選定することから、申請者の提案内容等を提出書類及びプレゼンテーションにより、審査するものである。

(1) 審査概要

審査委員は、提出書類及びプレゼンテーションによる申請者の提案について、提案内容審査項目（以下、「審査項目」という。）毎に得点を付与する。なお、申請者に対して提案内容を確認するための質疑応答を行うことがある。参加資格審査を通過した申請者が6者以上の場合は、事務局において事前書類審査を行い、上位5者に対して、審査委員会がプレゼンテーション審査を行う。申請者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション審査を行い、最優秀者を決定する。ただし、全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、その点数が配点の6割以下であるとき、最優秀提案者として選定しない。

(2) 審査項目及び評価の視点

審査委員は、表1に示す審査項目及び評価の視点に基づいて各提案の採点を行う。また、事務局が事前書類審査を行う場合の審査項目及び評価の視点は、表1の⑥事業の実績、⑦業務責任者の業務実績、⑧価格の評価を書類審査にて行い、審査結果の上位5者を対象にプレゼンテーション審査を実施する。提案において、審査項目及び評価の視点以外の提案がなされた場合、審査委員がその提案を評価すべきと認めたときには、評価対象とする。

(3) 得点

プレゼンテーション審査に係る得点は、表1の①業務内容の理解度、②現状の把握、③業務実施体制、④提案内容の充実度、⑤プレゼンテーションのとおりとする。事務局が行う事前審査の審査項目及び評価の視点は、表1の⑥事業の実績、⑦業務責任者の業務実績、⑧価格の評価のとおりとする。

7 最優秀提案者等の選定

審査委員会は、審査の結果を踏まえ、最優秀提案者及び次順位提案者を選定する。

表1 審査項目及び評価の視点

審査委員会	評価項目		評価の視点・判断基準	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	小計	評価点
	①	業務内容の理解度	観音寺市地域公共交通計画を踏まえた本業務の目的を十分に理解し、明確に示されているか。	5	4	3	2	1	5	
	②	現状の把握	本市の特性や状況を十分に理解しているか。	5	4	3	2	1	5	
	③	業務実施体制	業務の実施にあたり、遂行能力を有する人員を揃え、かつ本市との連携体制が十分に確保されているか。	5	4	3	2	1	5	
	④	提案内容の充実度	本市の公共交通の利便増進に資する、具体的かつ実効性の高い提案がされているか。	20	16	12	8	4	50	
			のりあいバスの路線再編に関する、調査内容および分析手法は妥当か。	15	12	9	6	3		
			デマンド型交通等の新たな移動手段の導入検討について、調査内容および分析手法は妥当か。	15	12	9	6	3		
			履行期間内に本業務を確実に遂行できるように、スケジュール管理が適切であるか。	5	4	3	2	1	5	
円滑な会議運営を進めるとともに、資料等の作成にあたり、迅速かつ適正な支援を行うことができるか。			5	4	3	2	1	5		
⑤	プレゼンテーション	スキル・経験を活かしたわかりやすい説明であったか。 質問に対して的確な回答がなされたか。	5	4	3	2	1	5		
事務局	評価項目		評価の視点・判断基準	10件以上	8～9件	6～7件	3～5件	2件以下	小計	評価点
	⑥	事業の実績	地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務の実績があり、評価できる成果を有するか。	5	4	3	2	1	5	
	評価項目		評価の視点・判断基準	5件以上	4件	3件	2件	1件以下	小計	
	⑦	業務責任者の業務実績	類似業務の業務責任者としての実績はどの程度あるか。 ※企画提案書に記載した担当者に限る	5	4	3	2	1	5	
	評価項目		評価の視点・判断基準	提案者中最低価格÷提案者提示価格×10（点） ※小数点第1位以下切り捨て					小計	
	⑧	価格	適正な見積金額であるか。						10	